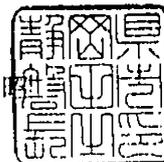


磐田市告示第 377 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 15 日

磐田市長 草地 博昭



1 本籍

不詳

2 住所

不詳

3 氏名

不詳

4 発見時の服装

紺色薄手ジャージ上衣、紺色半袖ポロシャツ、薄灰色半ズボン、ベルト、灰色ボクサーパンツ、黒色靴下、黒色運動靴、白色マスク

5 特徴

身長 182 cm、体格中肉、白髪頭、歯牙は約 8 割が生前欠損であり明らかな治療痕なし、右肩に約 10 cm の手術こん、推定年齢 60 歳代から 80 歳代くらいの男性の死体

6 所持品

現金 38,636 円、肩掛けバッグ、小銭入れ、黒色ジーンズ、紺色 T シャツ、白色 T シャツ、サングラス (ケース入り)、黒色ポーチ、充電器、歯ブラシ、髭剃り、爪切り、白色マスク (未使用)、ウェットティッシュ、クリアファイル

上記の者は、令和 6 年 7 月 8 日午後 0 時 59 分、静岡県磐田市十郎島 2 6 番地 1 宝珠院から西方約 130m の天竜川内中州にてうつ伏せで横たわり死亡した状態で発見されました。身元不明のため、遺体は火葬に付し、磐田市営墓地緑ヶ丘霊園に安置しました。心当たりの方は当市福祉相談課まで申し出てください。